京都市告示第４５１号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第５１条の２０第１項の規定により、次のとおり法第５１条の１７第１項第１号に規定する指定特定相談支援事業者を指定しました。

令和８年１１月１０日

京都市長　松井　孝治

１　申請者

医療法人稜陽会

（理事長　住田　鋼一）

２　申請者の主たる事務所の所在地

京都市山科区竹鼻竹ノ街道町７４番地１

３　事業所の名称

相談支援事業所すみだキッズ

４　事業所の所在地

京都市山科区竹鼻竹ノ街道町７４－１

５　指定する事業の種類

計画相談支援

６　指定年月日

令和８年１１月１日

７　事業所番号

２６３４１８１７２７

（保健福祉局障害保健福祉推進室）